

○奈良県警察交通管制要綱の制定について（昭和56年5月29日例規第7号）

〔沿革〕 昭和58年6月例規第12号、59年12月第24号、平成5年11月第54号、7年12月第74号、15年2月第6号、30年3月第8号改正

奈良県警察交通管制センターの設置に伴い、道路交通に関する情報を迅速、的確には握して、広域にわたる交通管制を一元的かつ効率的に行い、もって交通の安全と円滑を図るため、奈良県警察交通管制要綱を別記のとおり制定し、昭和56年4月1日から適用することとしたから適切に運用されたい。

別記

奈良県警察交通管制要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通情報を一元的には握し、交通状況の変化に即応した交通管制を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

(1) 交通管制

専ら道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達並びに信号機、道路標識及び道路標示の操作並びに警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うことをいう。

(2) 交通情報

次に定めるものをいう。

ア 車両の通行に必要な、交通障害情報及び交通渋滞情報

イ 事件の捜査、処理等に必要な車両の通行に関する上記ア以外の情報

(3) 交通障害

道路における交通の安全と円滑を阻害する自然災害、道路工事、事故その他の理由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び制限（片側通行、車両別通行止等）をいう。

(4) 交通渋滞

車両の過度集中、小規模の事故等（交通障害に起因する場合を除く。）の事由により、道路上における車両の交通が滞り、車列が長くなっている状態をいう。

(5) 交通渋滞度

交通渋滞の程度をいい、車列の長さを基準として、次表のとおり区分する。

交通渋滞度	車列の長さ
1	300メートル以上 500メートル未満

2	500メートル以上 1,000メートル未満
3	1,000メートル以上

(6) 交通管制機器

交通管制を実施するために必要な、電子計算機その他の機器（附帯設備を含む。）をいう。

第3 業務

奈良県警察交通管制センター（以下「管制センター」という。）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び広報に関すること。
- (2) 交通障害及び交通渋滞に関する事案の処理に関すること。
- (3) 信号機、集中可変標識等の制御に関すること。
- (4) 交通管制機器の運用管理に関すること。
- (5) その他交通管制に関すること。

第4 勤務等

管制センターに勤務する職員の勤務要領その他必要事項については、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）が別に定める。

第5 交通情報の収集

- 1 交通規制課長は、管制センター及び警察通信施設等の積極的な活用を図るほか、道路管理者、日本道路交通情報センター、報道機関等との連絡を密にし、本県及び近府県の交通情報の収集に努めなければならない。
- 2 交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、日常の警察活動を通じて交通情報の収集に努めなければならない。

第6 交通情報の報告等

- 1 警察署長等は、上記5の2に基づき収集した交通情報のうち、急を要し、又は広域的な対応を要すると認めるものについては、速やかに交通規制課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に電話又は交通障害（渋滞）報告書（情報）（様式第1号、次項において「報告書」という。）により報告しなければならない。
- 2 警察署長等は、あらかじめ交通障害又は交通渋滞（以下「交通障害等」という。）の発生が予想されるときは報告書により本部長に報告しなければならない。
- 3 生活安全部通信指令課勤務員は、警察通報用電話（110番）で受理した交通情報のうち、緊急の措置を要すると認めるものについては、直ちに交通規制課長に対して通報しなければならない。

- 4 警察官等は、交通障害等を現認したときは、当該事案発生地を管轄する警察署長に対しその状況を即報しなければならない。

第7 交通障害等発生時の初動措置

- 1 高速道路交通警察隊長又は警察署長は、交通障害等が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、速やかに警察官等を現場へ派遣して交通整理、その他必要な措置を講じさせるとともに、適切な現場広報を行い、交通障害等の早期解消に努めなければならない。
- 2 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、収集した交通情報のうち、道路管理者による通行禁止又は制限の措置が必要であると認めるものについては、その状況を速やかに当該道路管理者に通報しなければならない。

第8 広域交通管制の実施

本部長は、交通障害等が2以上の警察署の管轄区域に及び、又は及ぶおそれがあり、かつ、交通の規制を広域的に行う必要があると認めたときは、交通規制課長及び警察署長に対し、要員の派遣、装備資器材の差し出し等必要な措置を命ずるものとする。

第9 関係都道府県等への通報

本部長は、対象道路（別表1）において交通障害が発生し又は発生するおそれがあると認めたときは、通報基準表（別表2）に基づいて関係先へ通報するとともに、う回路への誘導、交通規制等について協力を依頼するものとする。

第10 交通情報の活用及び広報

- 1 交通規制課長は、収集した交通情報を交通情報台帳（様式第2号）に登載して交通管制上の資料とするほか、道路管理者、道路運送事業者等に対して提供するなど、有効に活用するようにしなければならない。
- 2 交通規制課長は、報道機関及び日本道路交通情報センターに対して積極的に交通情報を提供するなど適切な広報に配慮しなければならない。

第11 交通管制機器の管理及び運用

別に定めるところによる。

第12 制御方法の一時的な変更

警察署長等は、管制センターで制御している地域制御用交通信号機等を一時的に手動により運用しようとするときは、事前に交通規制課長を経て本部長の承認を受けなければならない。

第13 報告責任者等

- 1 この要綱に定める報告及び通報の責任者は、次のとおりとする。ただし、勤務時間外にあっては警察署長等があらかじめ指名したものが行うものとする。

交通機動隊及び高速道路交通警察隊 副隊長

警察署 副署長(次長)

- 2 この要綱に定める本部長又は交通規制課長に対する報告又は通報は、管制センターを経由して行うものとする。

第14 交通管制計画の策定

交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、交通障害が発生した場合、迅速、的確な措置を講じられるよう交通障害及び交通渋滞の発生が予想される場所のは握及び広報用立看板、道路標識その他必要な資器材の整備を図るほか、平素から次の事項について計画を立てておかなければならない。

- (1) 関係機関との連絡体制に関すること。
- (2) 交通規制を実施すべき道路の区間及びう回路に関すること。
- (3) 警察官等の配置、運用方法に関すること。
- (4) その他交通管制上必要な事項。

第15 教養訓練

交通規制課長及び警察署長等は、所属の職員に対し、交通情報の収集要領、報告要領、現場措置要領等の教養訓練を随時実施し、その習熟を図るように努めなければならない。

(別表及び別記様式省略)